

議案第十八号

三朝町上水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町上水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。



昭和四十八年三月十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町上水道事業給水条例の一部を改正する条例

三朝町上水道事業給水条例（昭和四十五年三朝町条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

超過料金 一立方メートルにつき	二五 円	二〇 円
--------------------	---------	---------

を

超過料金 一立方メートルにつき	三〇 円
--------------------	---------

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年五月分の水道料金から適用する。